

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

職員の定年引上げ等に伴い、当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額について、当該職員が給付を受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額とするほか、管理監督職勤務上限年齢制による降任等をされた職員の給料月額の調整について定めるとともに、所要の改正をする。

2 施行期日

令和5年4月1日